

都城市障がい者活躍推進計画

(令和 2 年度～令和 6 年度)

令和 2 年 4 月 1 日

都 城 市

都城市教育委員会

都 城 市 議 会

都城市監査委員

都城市農業委員会

都 城 市 消 防 局

1 計画の期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2 障がい者雇用に関する課題

都城市においては、平成25年度以降法定雇用率を達成していたが、令和元年6月1日現在の実雇用率については、法定雇用率を下回る1.98%であった。主な原因としては、継続雇用を見込んでいた非常勤職員の退職等が挙げられるが、法定雇用率の回復及び将来における安定維持のためにも、今後も正職員における障がい者対象枠の継続的な募集とあらゆる障がいに対応した職場の創出等について継続的な取組が必要である。

3 目標

（1）採用に関する目標

項目	内 容
目標	各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上の達成
評価方法	毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を実施

（2）定着に関する目標

項目	内 容
目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
評価方法	毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。

4 取組内容

（1）障がい者の活躍を推進する体制整備

①組織面

- ・障がい者雇用推進者として総務部長を選任する。
- ・総務部職員課内に障がい者である職員の相談窓口を設置するとともに、相談内容に応じた多様な相談先として産業医や関係機関（厚生労働省障害者雇用対策課、宮崎労働局、都城公共職業安定所など）との連携を図る。

②人材面

- ・障がい者の職業生活全般にわたる相談・指導を行うための障がい者職業生活相談員として、職員の障害者職業生活相談員資格認定講習受

講者を段階的に増やし、有資格者を育成する。

- ・障がい者が配属されている課等の職員を中心に、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は宮崎労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」などの受講案内を行い、参加者を募る。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・障がい者の個々の特性を踏まえ、能力や適性に応じた職務の選定及び創出を行い、障がい者と業務の適切なマッチングを行う。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①職務環境

- ・新規に採用した障がい者については、総務部職員課及び障がい者が配属されている課等において、担当長以上の職員が定期的に面談を行うことで必要な配慮等を把握し、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で継続的に適切な措置を講じる。

②募集・採用

募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。